

岩手県告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の名称及び事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成26年1月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称		主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
変更前	変更後		変更前	変更後		
株式会社一心松福堂	株式会社 一心	八幡平市大更第18地割50番地398	ほっと・はーと関ロデイサービス	わんはーとほーむ関ロ	八幡平市松尾寄木第15地割234番地1	平成25年11月2日

2 介護予防通所介護

介護予防事業者			介護予防事業所			変更年月日
名 称		主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
変更前	変更後		変更前	変更後		
株式会社一心松福堂	株式会社 一心	八幡平市大更第18地割50番地398	ほっと・はーと関ロデイサービス	わんはーとほーむ関ロ	八幡平市松尾寄木第15地割234番地1	平成25年11月2日